

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(林務課)
- ◇告 示 字の区域の変更(市町村振興課)
- 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 県営土地改良事業計画の変更(二件)(農村整備課)
- 土地改良法による換地計画の決定(三件)(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 林業改善資金貸付基準の一部改正(林務課)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)
- 出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)
- ◇選管告示
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- 政治団体の解散の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- 資金管理団体の届出
- 資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出

公布された規則のあらまし

◇鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
一 林業生産高度化資金の拡充(別表関係)
複層林転換促進資金として次の資金を加えることとした。

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
知事が定める基準に基づき、単層林を複層林に転換するため、作業路を開設し、若しくは改良し、立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金	複層林への転換(当該複層林への転換を実施するための作業路の開設又は改良を含む。)に係る森林一ヘクターにつき九十万円	十年以内	三年以内

二 林業労働福祉施設資金の拡充(別表関係)
負荷除去等施設資金に次の資金を加えることとした。

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
林業生産に係る人員輸送用モノレールで知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金	一セットにつき千二百万円	七年以内	三年以内

三 事業の完了期限(第十一条関係)
複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入資金の貸付けを受けた者は、当該資金の貸付後九月以内に事業を完了しなければならないこととし

た。

四 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第一号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び被害森林整備資金」を「、被害森林整備資金、複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入資金」に改める。

別表第一号中8を9とし、4から7までを一ずつ繰り下げ、3の次に次のように加える。

4 複層林転換促進資金	複層林への転換	十年以内	三年以内
知事が定める基準に基づき、単層林を	(当該複層林への転換を実施するための作業路の開設又は改	内	内

複層林に転換するため、作業路を開設し、若しくは改良し、立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金

良を含む。）に係る森林一ヘクタールにつき九十万円

別表第三号2中「又は林業生産に係る」の下に「人員輸送用モノレール若しくは」を加え、

「林業労働に係る労働災害を防止するための無線機器で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一セットにつき百七十万円

を

「林業労働に係る労働災害を防止するための無線機器で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一セットにつき百七十万円

林業生産に係る人員輸送用モノレールで知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セットにつき千二百万円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項の規定において準用する同法第五十四条第四項の規定による国営大山山麓地区農地開発事業第一一四工区（逢坂）の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成十年九月一日現在の地番による。）
下市字清水	下市字清水のうち八四三の五から八四三の七まで、八四三の一六七の一部、八四三の一六八の一部、八四三の一八六から八四三の一八八まで以外の区域
下市字蝮ノ峯	下市字清水八四三の五から八四三の七まで、八四三の一六七の一部、八四三の一六八の一部、八四三の一八六から八四三の一八八まで 下市字蝮ノ峯の全域

鳥取県告示第五十七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定し

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名
		題 名 及 び 号 数	発行記号等		
6 1 2 6	雑誌その他 の刊行物	プラベっぴん S.E.P. No.154 9月号	雑誌 16487-9	英知出版	
6 1 2 7	〃	LEMON PRESS 「レモンプレス」 1998 JUL.No.14	雑誌コープ 09665-7	株式会社 英和出版社	
6 1 2 8	〃	プログラム ボン ビエラ7月号増刊 VOL.1	雑誌コープ 07622-7	株式会社 笠倉出版社	
6 1 2 9	〃	日本ユニスカ倶楽部 9月号	雑誌コープ 16901-9	株式会社 コアマガジン	
6 1 3 0	〃	投稿「キャン」倶楽部 1998 9月号	雑誌コープ 17017-9	株式会社 コアマガジン	
6 1 3 1	〃	とびつきり NIGHT 1998 9月号	雑誌 16681-9	三和出版 株式会社	
6 1 3 2	〃	スキ好きスキッ！ Vol.3 1998. OCT. フロンティアジュニア 10月号増刊	雑誌 17778-10	株式会社 遊舎	
6 1 3 3	〃	NGエヌ・ジー創刊2号 1999 Feb.	雑誌コープ 11985-2	有限会社 セントラル出版	
6 1 3 4	〃	放課後クラブ ザ・トップビデオ 9月号増刊 1998 SEP. No.121	雑誌 14008-9	グライアリス	

6135	〃	ニコパチ倶楽部 月刊ベアマガジ ン9月増刊号 1998 No.2	雑 誌 13414-9	株 式 会 社 日 正 堂
6136	〃	ギヤルスバック No.5 ベスト官 能 9月増刊号	雑 誌 17966-9	株 式 会 社 日 正 堂
6137	〃	すびじん 素 Be 人 1998 OCT. vol.25 Vコミック 10月増刊号	雑 誌 07824-10	株 式 会 社 日本出版社
6138	〃	カメラ天国 1998, OCTOBER, VOL.112 コミック BOY 10月増刊号	雑 誌 13724-10	株 式 会 社 日本出版社
6139	〃	マガジン JUNK SEP.1998	雑 誌 08279-9	株 式 会 社 ビデオ出版
6140	〃	放課後メイト VOL.1 危ない愛告白8月増刊号	雑 誌 11590-8	ビデオ出版
6141	〃	裏ビデオ御開帳大図鑑	雑 誌 67645-08	北 欧 書 房
6142	〃	URECCO SEPTEMBER, 1998 VOL.147	雑 誌 01851-9	ミリオン出版
6143	〃	投稿トッキリ写真9月号 1998	雑誌コード 16697-09	株 式 会 社 明 文 社
6144	録画テープ	最新AV快楽号 橋 未稀	APT-004	AV・PLAN- NING
6145	〃	極限接写 砥めスリミセス	PUR-04	Boys 4 MEN.
6146	〃	だっちゅーのメイツに出出し本出 し顔面シャワー	AM-04	不 明
6147	〃	二人の美少女 一第I章一	VH-05	不 明

鳥取県告示第五十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菊川医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二一	平成十年十二月二日
旗ヶ崎内科クリニック	米子市旗ヶ崎九丁目一四一二九	平成十一年一月一日
せのお小児科内科医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一九八四一〇	〃
はやし歯科クリニック	鳥取市東品治一四	〃
医療法人社団米原歯科クリニック	米子市米原八丁目一三三八	〃
日立金属米里診療所	鳥取市南栄町八五一	平成十一年一月十八日
今井薬局	米子市上後藤五丁目一三三四	〃
しらべり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目九一三三	〃
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七〇八	平成十一年一月二十日

鳥取県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業日光地区農業用排水及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業智頭地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日光地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい

て準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日光地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年二月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第一―四工区（逢坂）の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十五号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正し、平成十一年二月五日から適用する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第八号貸付けの相手方の欄中「五」を「六」に改め、同表中同号を第九号とし、第七号を第八号とし、同表第六号貸付けの相手方の欄中「五」を「六」に改め、同表中同号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

<p>四 複 層林 平均的な林齢がおおむね標準伐期齢（森林法第五條第二項第三号の標準伐期齢をいう。以下同じ。）を超えるおおむね一ヘクタール以上の単層林を複層林に転換（樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに、伐採から十年後における当該単層林の残存木の単位面積当たりの材積がそれと樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大の材積の百分の七十五以下となり、かつ、伐採後における当該森林の材積が当該森林が標準伐期齢に達しているものとして算出した材積の二分の一を下回らないように伐採を行うとともに、伐採した年度の翌年度から起算して二年以内に下層木の植栽を行い、当該下層木を適切に保育するものに限り。）するのに必要な費用のうち、次に掲げる費用</p> <p>1 伐採用作業路の開設又は改良に必要な費用</p> <p>2 作業現場から山元土場までの伐採の実施に必要な費用（伐木造材用機械・施設、架線集材機、トラクタ、林内作業車、運搬用自動車等の使用料（機械・施設の償却費、整備費及び燃料費）及び作業労賃）</p>	<p>一と同じ</p> <p>五月、八月 又は十二月</p> <p>六月、九月 又は一月</p>
--	--

第二の表貸付内容の欄中「（森林法第五條第二項第三号の標準伐期齢をいう。以下同じ。）を削る。

第三の表第一号貸付内容の欄中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 林業生産に係る乗員定員三名以上の人員輸送用モノレール（林業の作業現場と林道等との間の往復に用いられるものに限る。）で担架を固定することが可能な構造を備えているものの設置に必要な費用

鳥取県告示第六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十條第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九條第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関三丁目八―一

地域振興整備公団

総裁 工藤敦夫

代理人

鳥取市川端一丁目一〇八

地域振興整備公団鳥取都市開発事務所

所長 高津郁夫

二 事業施行期間

全体事業施行期間

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年九月三十日まで

第二十六工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年九月三十日まで

第二十七工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年九月三十日まで

第二十八工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成九年十二月三十一日まで

第二十九工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

第三十工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

第三十三工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

三 施行地区

第二十三工区

変更する部分

鳥取市生山字狸谷、字奥山立第一及び字奥山立平

第二十七工区

変更する部分

鳥取市生山字松ヶ谷

第三十工区

変更する部分

鳥取市生山字芳ヶ谷

第三十一工区

変更する部分

鳥取市生山字山立平

第三十四工区

変更する部分

鳥取市生山字二ツ橋、字菖蒲谷、字松ヶ谷、字大芝、字土井ノ上及び字赤坂

四 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

五 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

平成十一年二月一日

鳥取県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

気高町

二 都市計画事業の種類及び名称

気高都市計画下水道事業 気高町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十二月十四日から平成十九年三月三十一日まで

(変更前 平成五年十二月十四日から平成十二年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 気高郡気高町大字八束水字屋敷、字前田和田、字鶴木坂、字鶴木谷、字村屋敷、字砂邊、字短尾、字西高下、字中新田、字新田西屋敷通上、字新田東屋敷通、字外新田東通、字外新田、字大東新田及び字内新田、大字下原字高下、字北四郎三田、字二本木、字堂ノ前、字村下ノ切、字家ノ前、字村上ノ切、字早稲田、字竹谷口、字地藏田及び字前田、大字八幡字宮ノ後、字新田南立、字宮田、字狭間、字屋敷廻り、字嶋、字道ノ前、字上長江及び字屋敷田、大字浜村字蛇谷及び字四反田、大字日光字平磯、字西濱屋敷、字土手ノ下、字東濱中、字東濱屋敷廻り及び字西濱測道ノ上、大字下坂本字下矢口、大字宝木字母木高濱、字下母木新田、字母木新田、字和田新田、字下河原、字草屋新田、字文吉新田、字馬建ノ下、字馬建ノ上、字古川、字屋敷廻り、字西六畝田、字新町、字池田、字荒堀、字前田、字瀬戸田、字土居田、字流田、字

イブクワ、字南谷、字北田、字上河原及び字西濱、北浜二丁目、北浜三丁目並びに新町一丁目地内

鳥取県告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
「こどもの四季コンサート（春編）」	平成十一年三月二十八日	鳥取県立童謡館 多目的ホール

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課
主任 杉森 勇人

三 委任期間

平成十一年二月十五日から同年三月二十九日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
石井政策研究会	石井 信儀	石井 信儀	鳥取市大覚寺七七 一四八	平成十年 十二月十 四日	その他の政治団体
石井のぶよし後援会	中尾 大	中島 保	鳥取市吉成二丁目 一四一二	〃	〃
佐藤昭義後援会	進 幹弘	佐藤 利子	西伯郡淀江町大字 佐陀四八一	〃	〃
前田一可後援会	前田 正照	前田シゲ子	気高郡青谷町大字 河原二八三	平成十年 十二月十 六日	〃
笠谷悦子後援会	笠谷 悦子	松本 晃子	米子市旗ヶ崎二丁目 一四一五	平成十年 十二月二 十二日	〃
佐伯健二「改革 まず行動ネット ワーク」	田中 道則	渡辺 俊子	東伯郡赤碕町大字 赤碕四〇一六	〃	〃

佐伯健二政策研究 会	佐伯 健二	〃	〃	〃	〃
安木達哉後援会	安木 達哉	中口 利雄	米子市上後藤八丁 目一三三	〃	〃
安田篤後援会	安田 篤	赤井 光徳	米子市尾高一六九 四	〃	〃
道祖尾孝康後援 会	道祖尾孝康	西谷 昭良	東伯郡大栄町大字 由良宿一七七	平成十年 十二月二 十四日	〃
森田ひでおを支 援する会	石橋 雄器	森脇 建雄	境港市上道町三四 〇二	〃	〃
伊藤たもつ後援 会	三谷 千寿	大谷 稔	東伯郡赤碕町大字 松谷五一	平成十年 十二月二 十五日	〃
片山よしひろ後 援会	米原 正博	小林 重男	鳥取市栄町三〇五	平成十年 十二月二 十八日	〃
片山よしひろ未 来政策フォーラ ム	片山 善博	〃	〃	〃	〃
光友会	三ツ木和雄	高本 良一	米子市夜見町二三 九六	平成十一 年一月六 日	〃
政友会	近藤 光	細田 妙子	〃	〃	〃
中村弘行後援会	坂口 勝利	中村 芳子	岩美郡国府町新通 り二丁目三五四	平成十一 年一月七 日	〃

山口隆之後援会	林原 幸一	河村富士夫	西伯郡名和町大字 御来屋一七四―四	〃	〃
中井忠義後援会	石上美佐雄	内藤 恵明	西伯郡西伯町大字 倭四三四―七	〃	〃
林原しげき後援会	後藤 薫 押村 節夫	西伯郡名和町大字 御来屋一〇七四	〃	〃	〃
21世紀の鳥取県を考える会	坂口清太郎	高橋 敬一	米子市尾高町六六	〃	〃
市政創世懇話会	遠藤 通	小淵 良子	〃	〃	〃
逓通会	小清水弘知	三浦 四郎	米子市西三柳四一 二八―四	〃	〃
細田元教後援会	細田 元教	長尾 誉富	西伯郡西伯町大字 東町三一	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県林業支部	代表者の氏名	山根 英明	生田 泰治	平成十一年一月十九日	政党の支部
〃	会計責任者の氏名	矢部 敏勝	服部 宏明	〃	〃
民主党鳥取県総支部連合会	代表者の氏名	桑本 丞章	湯原 俊二	平成十一年一月二十一日	〃
岸郁男後援会	主たる事務所の所在地	日野郡日南町下阿毘縁一五四六―一	日野郡日南町生山一五九―二	平成十年十二月十四日	その他の政治団体
〃	会計責任者の氏名	岸 百合子	長崎 満美	〃	〃
中尾享後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市吉成一丁目七―五七	鳥取市叶四四八	平成十年十二月十六日	〃
木村はじめ後援会	代表者の氏名	吉村 務	山田 義美	平成十年十二月二十八日	〃
森脇雄二後援会	〃	安達 俊幸	角 亮	〃	〃
片山よしひろ後援会	会計責任者の氏名	小倉 利男	小林 重男	平成十一年一月十一日	〃

片山よしひろ未 来政策フォーラム	〃	〃	〃	〃	〃
門脇威雄後援会	代表者の氏名	門脇 泰成	井田 康熙	〃	〃
鳥取県林業政治 連盟	〃	山根 英明	生田 泰治	平成十一 年一月十 九日	〃
〃	会計責任者の 氏名	矢部 敏勝	服部 宏明	〃	〃
足孝孝幸後援会	代表者の氏名	矢田 広吉	磯岩 邦夫	平成十一 年一月二 十日	〃
〃	主たる事務所 の所在地	米子市河崎三 一五六―二	米子市河崎一 七三一―一	〃	〃
鳥取県退職公務 員政治連盟	代表者の氏名	竹内 勉	田中 稔	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、
政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、
その要旨を次のとおり公表する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体

期間	平成9年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称	小玉正猛後援会
報告年月日	平成10年12月25日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	41,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	41,000円
(2) 支出総額	39,499円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	
() (41人)	41,000円
合 計	41,000円
(2) 支出の内訳	
政治活動費	
組織活動費	39,499円
合 計	39,499円
(うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 0円)	
政治団体の名称	田中幹啓後援会
報告年月日	平成10年12月28日
1 収入・支出の総額	

(1) 収入総額	313,143円
ア 前年繰越額	63,143円
イ 本年収入額	250,000円
(2) 支出総額	240,150円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
寄附（政党匿名寄附を除く）	
(内訳別掲)	
個人からの寄附	250,000円
合 計	250,000円
[寄附の内訳]	
個人からの寄附	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)	
田中 幹啓 250,000円 日野郡 江府町	
(2) 支出の内訳	
政治活動費	
組織活動費	35,100円
機関紙誌の発行	
その他の事業費	205,050円
機関紙誌の発行事業費	
小 計	240,150円
合 計	240,150円
(うち本部又は支部に対して供与 した交付金に係る支出 0円)	

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由連合鳥取県支部	沖野 寛	沖野 寛	鳥取市本町一丁目一〇三	平成十年十二月二日	その他の政治団体
岸都男後援会	入沢 俊夫	岸 百合子	日野郡日南町下阿毘縁一五四六一	平成十年十二月十四日	〃
山根しげき後援会	西村 昇	山根 紀子	岩美郡福部村大字細川六七六一三	平成十年十二月二十八日	〃
中村弘行後援会	坂口 勝利	中村 芳子	岩美郡国府町新通り二丁目三五四	平成十一年一月六日	〃
間瀬庄作後援会	伊坂 博	日浦 啓次	米子市皆生温泉三丁目一一一	平成十一年一月七日	〃
池本一後援会	那須 勝美	米田 俊則	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇八七一二	平成十一年一月十三日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

林原繁康後援会	米田 俣	林原 彦一	西伯郡名和町大字豊成一〇一九	平成十一年一月十四日	〃
---------	------	-------	----------------	------------	---

◎その他の政治団体	（内訳別掲）
期間 平成10年6月24日～同年9月30日 政治団体の名称 自由連合鳥取県支部	政治団体からの寄附 3,846,742円 合 計 3,846,742円 〔寄附の内訳〕 政治団体からの寄附 （寄附者の氏名）（金額）（事務所の所在地） 自由連合本部 3,846,742円 東京都千代田区
報告年月日 平成10年12月2日 （平成10年9月30日解散）	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額 3,846,742円	
ア 前年繰越額 0円	
イ 本年収入額 3,846,742円	
(2) 支出総額 3,846,742円	
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
寄附（政党匿名寄附を除く）	305,000円
	27,185円
	412,568円
(2) 支出の内訳	
経常経費	
人件費	
光熱水費	
備品・消耗品費	

<p>事務所費 455,941円 小計 1,200,694円 政治活動費 組織活動費 1,396,048円 選挙関係費 1,250,000円 小計 2,646,048円 合計 3,846,742円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 50,000円)</p>	<p>2 支出総額 0円 期間 平成10年1月1日～同年12月30日 政治団体の名称 池本一後援会 報告年月日 平成11年1月13日 (平成10年12月30日解散)</p>	<p>(2) 支出の内訳 政治活動費 21,610円 組織活動費 21,610円 合計 21,610円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>報告年月日 平成11年1月6日 (平成10年12月31日解散) 1 収入・支出の総額 7,366円 (1) 収入総額 7,366円 7 前年繰越額 7,366円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 7,366円 2 収入・支出の内訳 経常経費 7,366円 人件費 7,366円 合計 7,366円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>
<p>期間 平成10年5月26日～同年12月28日 政治団体の名称 山根しげき後援会 報告年月日 平成10年12月28日 収入・支出の総額 (平成10年12月28日解散) 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>1 収入総額 12,902円 (1) 前年繰越額 12,902円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円 期間 平成10年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 林原繁康後援会 報告年月日 平成11年1月14日 (平成10年12月31日解散)</p>	<p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 期間 平成9年1月1日～同年12月30日 政治団体の名称 岸部男後援会 報告年月日 平成10年12月14日 (平成10年3月1日解散)</p>	<p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 中村弘行後援会 報告年月日 平成11年1月6日 (平成10年12月31日解散) 1 収入総額 7,366円 (1) 前年繰越額 7,366円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円</p>
<p>期間 平成10年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 間瀬庄作後援会 報告年月日 平成11年1月7日 (平成10年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円</p>	<p>1 収入・支出の総額 21,610円 (1) 収入総額 21,610円 7 前年繰越額 1,610円 イ 本年収入額 20,000円 (2) 支出総額 21,610円 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (10人) 20,000円 合計 20,000円</p>	<p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 期間 平成10年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 中村弘行後援会</p>	<p>1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>

期間 平成8年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 中村弘行後援会 報告年月日 平成11年1月6日 (平成10年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 7,366円 (1) 前年繰越額 7,366円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円	期間 平成7年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 中村弘行後援会 報告年月日 平成11年1月6日 (平成10年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 7,366円 (1) 前年繰越額 7,366円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円
---	---

鳥取県選挙管理委員会告示第九号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定に基づき、
 次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第二項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
石井 信儀	鳥取県議会議員	石井政策研究会	鳥取市大覚寺七 七一四八	石井 信儀	平成十一年十二月十四日

遠藤 通	細田 元教	近藤 光	片山 善博	道祖尾孝康	安田 篤	安木 達哉	佐伯 健二	笠谷 悦子
米子市議会議員	西伯町議会議員	鳥取県議会議員	鳥取県知事	衆議院議員	〃	米子市議会議員	鳥取県議会議員	米子市議会議員
市政創世懇話会	細田元教後援会	政友会	片山よしひろ 未来政策 フォーラム	道祖尾孝康後援会	安田篤後援会	安木達哉後援会	佐伯健二政策研究会	笠谷悦子後援会
米子市両三柳四 一二八―四	西伯郡西伯町大字東町三一	米子市夜見町二 三九六	鳥取市栄町三〇 五	東伯郡大栄町大字由良宿一七 七	米子市尾高一六 九四	米子市上後藤八 丁目一―三三	東伯郡赤碕町大字赤碕四〇〇― 六	米子市旗ヶ崎二 丁目一四―一五
遠藤 通	細田 元教	近藤 光	片山 善博	道祖尾孝康	安田 篤	安木 達哉	佐伯 健二	笠谷 悦子
平成十一年一月八日	平成十一年一月七日	平成十一年一月六日	平成十一年十二月十八日	平成十一年十二月十四日	〃	〃	〃	平成十一年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の名称	片山よしひろ未来フォーラム	異動事項	会計責任者の氏名	新	旧	届出年月日
			小倉 利男		小林 重男	平成十一年一月十一日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】